

令和6年度版



ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金のご案内

ゼロカーボンシティふくろいを実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付要件

全て満たす方

- ①対象機器を令和5年4月1日以降に購入した方
- ※購入年度で対象事業（機器）および補助金額が異なります
- ②対象者が個人の場合は、自らが居住する住宅に設置した方
- ③過去に同じ事業（機器）の補助金を受けていない方
- ④市税を完納している方

対象機器等	購入年度		補助金額 購入価格または対象経費の1/2以内		対象者
	R5年	R6年	R5年	R6年	
住宅用太陽光発電システム ※余剰買取契約を締結していること	○	○ ※既存 建物のみ	新築建物:5千円/kW 上限2万円 既存建物:2.5万円/kW 上限10万円	新築建物:廃止 既存建物:2.5万円/kW 上限10万円	個人
事業用太陽光発電システム(事業所・自治会用) ※余剰買取契約を締結していること	○	○ ※既存 建物のみ	新築建物:5千円/kW 上限2万円 既存建物:2.5万円/kW 上限10万円	新築建物:廃止 既存建物:2.5万円/kW 上限10万円	事業所・自治会
家庭用蓄電池 ※住宅用太陽光発電設備と同時設置、または既に設置済みであること	○	○ ※既存 建物のみ	新築建物と同時:4万円 既存建物に後付け:10万円	新築建物と同時:廃止 既存建物に後付け:10万円	個人
HEMS(Home Energy Management System) ※ECHONET Lite規格に対応している機種であること	○	×	2万円	廃止	個人
太陽熱利用システム・太陽熱温水器	○	×	3万円	廃止	個人
家庭用コージェネレーションシステム	○	○	6万円	6万円	個人
集合住宅用EV充電器 ※クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金(国庫補助金)を受けていること	-	○	-	5万円	個人・事業所
脱炭素コベナンツローン取扱手数料 (補助対象ローン等の調達に係る手数料) ※袋井市と連携協定を締結した金融機関と温室効果ガスの削減を条項に含むローン契約を締結していること ※1事業者1回限りとする	-	○	-	10万円	事業所

(裏面へつづく)

申請の時期

随時受付。事業実施（設置・購入）後に申請してください。

※令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に
設置・購入された方と

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に
実施された方で、対象事業（機器）および補助金額が異なりますのでご注意ください。



申請窓口

袋井市役所 2階環境政策課、浅羽支所 1階市民サービス課

※電子申請も受け付けております。

窓口申請に必要なもの

申請書に記載されている添付書類、振込口座の分かるもの

◇申請書は市ホームページからダウンロードできます。

袋井市 新工ネ 検索



お問合せ

袋井市環境政策課環境企画係

(TEL) 0538-44-3135

(E-mail) kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp